



報道発表資料

山形労働局発表
令和元年7月11日(木)

照 会 先	山形労働局労働基準部監督課	勇樹 正佳
	監督課長 遠藤 芳賀	
	地方労働基準監察監督官	
	電話 023-624-8222 (F A X) 023-624-8345	

平成30年の定期監督等実施状況について公表します

～監督指導を行った事業場のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは74.6%～

山形労働局（局長 河西直人）は、このたび、管内の労働基準監督署が、平成30年に事業場に対して定期監督等を実施した状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

労働基準監督署においては、定期的に労働基準関係法令に基づいて、労働基準監督官が事業場（工場や事務所など）に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について確認を行っています。その結果、法違反が認められた場合には、事業主に対し是正指導を行っています。また、危険性の高い機械・設備については、その場で使用停止を命ずる行政処分を行っています。

さらに、度重なる指導にもかかわらず、法違反の是正が行われない場合など、重大・悪質な事案については、刑事事件として司法処分を行っています。

平成30年の定期監督等実施状況の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した2,058事業場のうち1,535事業場（違反率74.6%）であった。
- 主な違反事項は、①健康診断481件（違反率23.4%）、②安全基準451件（同21.9%） ③労働時間401件（同19.5%）の順に多かった。
- 危険性が高いとして、機械・設備に対し使用停止等の命令を出したのは、77件であった。
- 重大・悪質な法違反があったとして司法処分を行ったのは、10件であった。

山形県では、約4万の事業場で約44万人の方が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

このため、各労働基準監督署では、労働基準監督官が労働基準関係法令に基づき、事業場に立ち入り調査を行っています。ご自身やご家族の労働環境に疑問のお持ちの方は、最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

山形労働局労働基準監督課	023 (624) 8222
山形労働基準監督署	023 (624) 6211
庄内労働基準監督署	0235 (22) 0714
米沢労働基準監督署	0238 (23) 7120
新庄労働基準監督署	0233 (22) 0227
村山労働基準監督署	0237 (55) 2815

平成30年 定期監督等実施状況及び違反状況

山形労働局
平成30年1月～12月

業種別 事項	実施 事業 場数	違反 事業 場数	違反 比率 (%)	労働基準法					最低賃金法・効力	労働安全衛生法						
				労働 条件 明示	労働 時間	割 増 賃 金	就 業 規 則	作 業 主 任 者		安 全 基 準	衛 生 基 準	定 期 自 主 検 査	安 全 衛 生 教 育	就 業 制 限	作 業 環 境 測 定	健 康 診 断
製 造 業	589	470	79.8	56	165	103	41	17	67	146	103	139	30	11	67	181
建 設 業	661	474	71.7	12	37	35	6	2	26	242	13	17	2	12	1	42
運 輸 交 通 業	127	106	83.5	15	41	28	7	2	2	24	1	16	2	2	1	48
農 林 業	19	11	57.9	3	1	0	1	0	0	8	0	2	0	1	0	3
商 業	283	200	70.7	45	60	62	21	5	4	20	2	11	1	0	1	87
通 信 業	13	2	15.4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 融 ・ 広 告 業	12	5	41.7	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
教 育 ・ 研 究 業	11	8	72.7	2	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	6
保 健 衛 生 業	151	122	80.8	13	37	38	16	7	2	0	1	2	0	0	0	54
接 客 娯 楽 業	93	72	77.4	16	25	25	10	5	0	4	1	0	0	0	0	31
清 掃 ・ と 畜 業	24	17	70.8	3	8	5	1	0	0	4	1	2	0	1	1	8
上 記 以 外 の 業 種	75	48	64.0	8	20	20	8	0	0	3	0	0	0	0	0	19
合 計	2,058	1,535	74.6	174	401	322	111	38	101	451	124	189	35	27	72	481

平成30年 司法処理状況

労働基準法違反	1件
最低賃金法違反	2件
労働安全衛生法違反	7件
合 計	10件

※ 司法処理の詳細内容は山形労働局のホームページの事例・統計情報のページに掲載してあります。

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/jirei_toukei.html